

○熊本県子ども・子育て会議条例

平成25年10月11日

条例第51号

改正 平成26年10月14日条例第61号

令和5年3月24日条例第9号

熊本県子ども・子育て会議条例をここに公布する。

熊本県子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条に規定する審議会その他の合議制の機関として、熊本県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第4項各号に掲げる事務及び認定こども園法第25条に規定する事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、子ども・子育て会議は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第9条に規定する準備行為のうち同法による改正後の認定こども園法第17条第3項の規定によりその権限に属せられた事項に係る事務を処理することができる。この場合において、子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

附 則（平成26年10月14日条例第61号）

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日か

ら施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日条例第 9 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。